

外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について

外国人の方が日本において会社を設立する場合や、会社・法人の役員が海外に居住している場合等の登記手続における取扱いは以下のとおりですので、御参照ください。

会社の代表取締役の居住地について

内国会社の代表取締役のうち、最低1人は日本に住所を有していなければならないという従前の取扱いは廃止され、代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立の登記及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記について、申請を受理する取扱いとなりました(平成27年3月16日民商第29号通知)。

そのため、代表取締役の全員が海外に居住していても、日本において会社の設立登記を申請することができます(日本人であることも必要ありません)。

出資の払込みを証する書面について

株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、出資の履行としての払込み(会社法第34条第1項)があったことを証する書面を添付する必要があります。

その際には、以下の2つの書面を合わせて契印したものを「払込みがあった書面」として取り扱うことができます。

- 1 払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面(設立時代表取締役又は設立時代表執行役が作成) ※1
- 2 払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面 ※2、※3

※1 書面に外貨預金で金額を記載する場合には、上記1の書面に以下の2点を併せて記載する必要があります。

- (1) 払込みがあった日の為替相場(例: ○年○月○日1ドル=○○円)
- (2) 払い込まれた金額を払込みがあった日の為替相場に基づき換算した日本円の金額

※2 インターネットバンキングの取引明細を印刷したものを含みます。

※3 なお、これらには、以下の全てが記載されている必要があります(同ページに記載がない場合には、複数ページにわたるものでも差し支えありません)。

- (1) 金融機関の名称(口座が開設された支店名まで)
- (2) 出資金の払込みの履歴
- (3) 口座の名義人

預金通帳の口座名義人について

<上記2の預金通帳の口座名義人として認められる者>

- 1 発起人
- 2 設立時取締役 ※4

※4 設立時取締役が預金通帳の口座名義人になる場合において、払込みがあったことを証する書面として預金通帳の写しを添付するときは、「発起人が設立時取締役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面(委任状※5)」を併せて添付する必要があります。

<特例>発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合

- この場合に限り、発起人及び設立時取締役以外の者(自然人に限られず、法人も含みます。以下「第三者」といいます。)であっても、預金通帳の口座名義人として認められます(平成29年3月17日民商第41号通達)。
- この際に、払込みがあったことを証する書面として、第三者が口座名義人である預金通帳の写しを添付する場合には、「発起人が第三者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面(委任状※5)」を併せて添付する必要があります。

※5 発起人からの「払込金の受領権限の委任」は、発起人のうち1人からの委任があれば足りるものとされていますので、発起人全員又は発起人の過半数で決する必要はありません。

払込取扱機関について

「払込取扱機関」は、内国銀行の日本国内本支店だけでなく、外国銀行の日本国内支店(内閣総理大臣の認可を受

法務省の概要メニュー

[法務省幹部一覧](#)

[法務省の沿革](#)

[組織図](#)

[各組織の説明](#)

[内部部局](#)

[地方支分部局](#)

[施設等機関](#)

[外局](#)

[特別の機関](#)

[所管法人](#)

[特例民法法人](#)

[関係団体](#)

[ボランティア](#)

[フォトギャラリー](#)

その他のメニュー

[大臣・副大臣・政務官](#)

[広報・報道・大臣会見](#)

[所管法令等](#)

[資格・採用情報](#)

[政策・施策](#)

[政策評価等](#)

[パブリックコメント](#)

[省議・審議会等](#)

[白書・統計・研究](#)

[予算・決算](#)

[政府調達情報](#)

[情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)

[行政手続の案内](#)

[法令適用事前確認手続](#)

[オンライン申請](#)

[ご意見・ご提案](#)

[相談窓口](#)

[その他](#)

けて設置された銀行)も含まれます。

また、内国銀行の海外支店も「払込取扱機関」に含まれます(平成28年12月20日民商第179号通達)。このような支店かどうかは、銀行の登記事項証明書等により確認可能です。

なお、外国法に基づき設立されたいわゆる現地法人は、内国銀行の海外支店ではなく、「払込取扱機関」に含まれませんので、御注意ください。

<「払込取扱機関」の該当の有無>

内国銀行の日本国内本支店(例:東京銀行の大阪支店)	○
内国銀行の海外支店(例:東京銀行のニューヨーク支店) ※現地法人を除く	○
外国銀行の日本国内支店(例:ニューヨーク銀行の東京支店)	○
外国銀行の海外本支店(例:ニューヨーク銀行のボストン支店)	×

署名証明書について

商業・法人登記の申請書に添付する外国人の署名証明書(署名が本人のものであることについて本国官憲が作成した証明書)については、当該外国人が居住する国等に所在する当該外国人の本国官憲が作成したものでも差し支えないこととされました(平成28年6月28日民商第100号通達。平成29年2月10日民商第15号通達により一部改正)。

<添付可能な署名証明書(B国に居住するA国人の場合)>

本国に所在する本国官憲作成(例:A国にあるA国の行政機関)	○
日本に所在する本国官憲作成(例:日本にあるA国の大使館)	○
第三国に所在する本国官憲作成(例:B国にあるA国の大使館)	○
本国に所在する公証人作成(例:A国の公証人)	○

※本国官憲の署名証明書を取得できないやむを得ない事情がある場合には、以下の署名証明書の添付が許容される場合があります。

やむを得ない事情の具体例については、平成29年2月10日民商第16号依命通知を御参照ください。

個別具体的な事情については、管轄の登記所に御相談ください。

- 1 居住国官憲が作成した署名証明書
- 2 居住国の公証人が作成した署名証明書
- 3 日本の公証人が作成した署名証明書

外国語で作成された添付書面の翻訳について

商業登記の申請書に、外国語で作成された書面を添付する場合には、原則として、その全てについて日本語の訳文も併せて添付する必要があります。

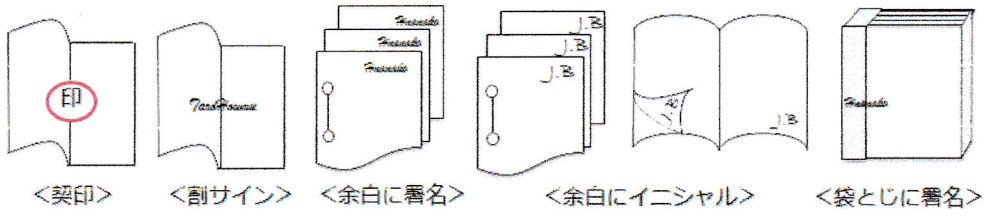
ただし、一定の場合には、翻訳を一部省略することが可能です。

詳しくは、「商業登記の申請書に添付される外国語で作成された書面の翻訳について」を御覧ください。

契印の方法について

会社法の規定に基づく外国会社としての登記をしていない外国会社や、印鑑を押印することのできない外国人が、登記の申請書、定款(※)、添付書面の原本還付を求める場合の添付書面の写し等に契印する場合には、契印の代わりに、以下のいずれかの方法で署名をすることができます。

- 1 各ページごとのつづり目に署名(いわゆる割サイン)をする
- 2 各ページの余白部分に署名をする
- 3 各ページの余白部分にイニシャルを自書する
- 4 袋とじの部分(表紙と裏表紙の両方)に署名をする



※ 株式会社、一般社団法人、一般財団法人を設立する場合には、公証人から定款の認証を受ける必要があります。

法務省民商第29号
平成27年3月16日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

内国株式会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の申請の取扱いについて（通知）

代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立登記の申請及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記の申請については、昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答及び昭和60年3月11日民四第1480号民事局第四課長回答により、受理すべきでないとしているところですが、本日以降、これらの申請を受理して差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通知に抵触する従前の取扱いは、この通知により変更したものと了知願います。

法務省民商第29号
平成27年3月16日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

内国株式会社の代表取締役の全員が日本に住所を有しない場合の登記の申請の取扱いについて（通知）

代表取締役の全員が日本に住所を有しない内国株式会社の設立登記の申請及びその代表取締役の重任若しくは就任の登記の申請については、昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答及び昭和60年3月11日民四第1480号民事局第四課長回答により、受理すべきでないとしているところですが、本日以降、これらの申請を受理して差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、この通知に抵触する従前の取扱いは、この通知により変更したものと了知願います。

登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて（通達）

平成28年6月28日付け法務省民商第100号民事局長通達
法務局長，地方法務局長宛て

改正 平成29年2月10日法務省民商第15号

第1 商業登記規則第9条関係

- 1 登記の申請書に押印すべき者が印鑑を提出する場合には、印鑑を明らかにした書面に商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「規則」という。）第9条第1項各号に定める事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印したもの（以下「印鑑届書」という。）をもって行い（同項）、当該印鑑届書に押印した印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後3月以内のものを添付しなければならないとされている（規則第9条第5項第1号）。
- 2 外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）が申請書に押印して登記の申請をする場合における印鑑の提出についても、1の手続による。この場合において、印鑑届書の署名が本人のものであることの当該外国人の本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。以下同じ。）の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

なお、あらかじめ登記所に印鑑を提出していない外国人が登記の申請をする場合（会社の支店の所在地において登記の申請をする場合を除く。）には、当該登記の申請書又は委任状の署名が本人のものであることの本国官憲の証明が必要である。

第2 規則第61条関係

- 1 株式会社の設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時取締役又は取締役会設置会社における設立時代表取締役若しくは設立時代表執行役（以下「設立時取締役等」という。）が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付し

なければならず、取締役又は取締役会設置会社における代表取締役若しくは代表執行役（以下「代表取締役等」という。）の就任（再任を除く。）の登記の申請書に添付すべき代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とされている（規則第61条第4項及び第5項）。

外国人が設立時取締役等又は代表取締役等に就任した場合において、当該設立時取締役等又は代表取締役等が就任を承諾したことを証する書面に署名しているときは、当該就任を承諾したことを証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

2 規則第61条第6項本文の規定により、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該各号に規定する書面に外国人である議長又は取締役若しくは監査役が署名しているときは、当該書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

3 規則第61条第8項本文の規定により、代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が辞任を証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付すべき場合において、当該辞任を証する書面に外国人である代表取締役若しくは代表執行役又は取締役若しくは執行役が署名しているときは、当該辞任を証する書面の署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

第3 日本公証人等の作成した証明書

外国人の署名につき本国官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる場合において、当該外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情から、当該署名が本人のものであることの本国官憲の作成した証明書を取得することができないときは、その旨の登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び当該署名が本人のものであることの日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した証明書の添付をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。なお、署名が本人のものであるこ

との証明書を日本における領事若しくは日本における権限がある官憲が発行していないため当該証明書を取得することができない場合又は日本に当該外国人の本国官憲がない場合には、日本以外の国における本国官憲において当該証明書を取得することが可能であっても、やむを得ない事情があるものとして取り扱ってよい。

法務省民商第16号
平成29年2月10日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり，その者の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」の一部改正について（依命通知）

標記について，本日付け法務省民商第15号民事局長通達が発出され，平成28年6月28日付け法務省民商第100号民事局長通達（以下「通達」という。）が一部改正されたところですが，通達の運用に当たっては，下記の点に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 通達第3に定める外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情があるとして，登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び日本の公証人又は当該外国人が現に居住している国の官憲の作成した署名が本人のものであることの証明書をもって，市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる具体例は，次のとおりである。

(1) 当該外国人の本国に署名が本人のものであることを証明する制度自体がなく，当該国の本国官憲（当該国の領事及び日本における権限がある官憲を含む。以下同じ。）において署名が本人のものであることの証明書を取得することができない場合

この場合における登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書には，当該国の本国官憲に確認したところ，署名が本人のものであることの証明書を発行していない旨の回答があった旨が記載されていれば足りる。

(2) 当該外国人の本国においては署名が本人のものであることの証明書の取得が可能であるが、当該外国人が居住している本国以外の国等に所在する当該外国人の本国官憲では署名が本人のものであることの証明書を取得することができない場合

この場合における登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書には、当該外国人が居住している本国以外の国等に所在する当該外国人の本国官憲に確認したところ、署名が本人のものであることの証明書を発行していない旨の回答があった旨が記載されていなければならない。

(3) 当該外国人が居住している本国以外の国等に当該外国人の本国官憲がない場合（第三国に存在する当該外国人の本国官憲が兼轄している場合を含む。）

この場合における登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書には、当該外国人が居住している本国以外の国等に当該外国人の本国官憲がない旨が記載されていなければならない。

2 署名が本人のものであることの証明書を当該外国人の本国の日本における領事若しくは日本における権限がある官憲が発行していないため当該証明書を取得することができない場合又は日本に当該外国人の本国官憲がない場合（第三国に存在する当該外国人の本国官憲が兼轄している場合を含む。）には、日本以外の国における本国官憲において当該証明書を取得することが可能であっても、外国人の本国の法制上の理由等のやむを得ない事情があるものされた。この場合には、登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書及び署名が本人のものであることの日本の公証人の作成した証明書をもって、市町村長の作成した印鑑証明書の添付に代えることができる。

この場合における登記の申請書に押印すべき者の作成した上申書には、当該外国人の本国の日本における領事又は日本における権限がある官憲に確認したところ、署名が本人のものであることの証明書を発行していない旨の回答があった旨又は日本に当該外国人の本国官憲がない旨が記載されていなければならない。

法務省民商第179号
平成28年12月20日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面に
ついて (通達)

株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもち、会社法(平成17年法律第86号)第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面(商業登記法(昭和38年法律第125号)第47条第2項第5号)として取り扱って差し支えないものとされています(平成18年3月31日付け法務省民商第782号当職通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第2部第1の2(3)オ(イ))。

この払込取扱機関には、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行が、同法第8条第2項の規定に基づき内閣総理大臣の認可を受けて設置した外国における当該銀行の支店(以下「邦銀の海外支店」という。)も、同法第2条第1項に規定する銀行としてこれに含まれると解されることから、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、邦銀の海外支店における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他邦銀の海外支店が作成した書面のいずれかを合てつしたものをもち、払込みがあったことを証する書面として取り扱って差し支えありませんので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい

願います。

法務省民商第41号
平成29年3月17日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面の一部として払込取扱機関における口座の預金通帳の写しを添付する場合における当該預金通帳の口座名義人の範囲について（通達）

株式会社の設立の登記の申請において、発起設立の場合には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の作成に係る払込取扱機関に払い込まれた金額を証する書面に、払込取扱機関における口座の預金通帳の写し又は取引明細表その他払込取扱機関が作成した書面のいずれかを合てつしたのものをもって、会社法（平成17年法律第86号）第34条第1項の規定による払込みがあったことを証する書面（商業登記法（昭和38年法律第125号）第47条第2項第5号）として取り扱って差し支えないものとされている（平成18年3月31日付け法務省民商第782号当職通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」第2部第1の2(3)オ（イ））ところですが、当該預金通帳の口座名義人の範囲については、下記のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

1 預金通帳の口座名義人として認められる者の範囲

預金通帳の口座名義人は、発起人のほか、設立時取締役（設立時代表取締役である者を含む。以下同じ。）であっても差し支えない。

払込みがあったことを証する書面として、設立時取締役が口座名義人であ

る預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該設立時取締役に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。

2 発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合の特例

登記の申請書の添付書面の記載から、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していないことが明らかである場合には、預金通帳の口座名義人は、発起人及び設立時取締役以外の者であっても差し支えない。

払込みがあったことを証する書面として、発起人及び設立時取締役以外の者が口座名義人である預金通帳の写しを合てつしたものが添付されている場合には、発起人が当該発起人及び設立時取締役以外の者に対して払込金の受領権限を委任したことを明らかにする書面を併せて添付することを要する。

3 発起人からの払込金の受領権限の委任

1 及び 2 の場合における発起人からの払込金の受領権限の委任については、発起人全員又は発起人の過半数で決する必要はなく、発起人のうち一人からの委任があれば足りる。